

令和8年2月定例会議 提出議案

- | | | | | |
|----|----|------------------------------------------------------------------------------|---|--------------------------|
| 議案 | 2 | 令和7年度葉山町一般会計補正予算（第9号） | } | 別紙
「補正予算案の概略」
のとおり |
| | 3 | 令和7年度葉山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） | | |
| | 4 | 令和7年度葉山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） | | |
| | 5 | 令和7年度葉山町介護保険特別会計補正予算（第3号） | | |
| | 6 | 令和8年度葉山町一般会計予算 | | |
| | 7 | 令和8年度葉山町国民健康保険特別会計予算 | } | 別紙
「当初予算案の概要」
のとおり |
| | 8 | 令和8年度葉山町後期高齢者医療特別会計予算 | | |
| | 9 | 令和8年度葉山町介護保険特別会計予算 | | |
| | 10 | 令和8年度葉山町下水道事業会計予算 | | |
| | 11 | 葉山町犯罪被害者等支援条例
別紙「条例の概要」のとおり | | |
| | 12 | 葉山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
別紙「条例の概要」のとおり | | |
| | 13 | 葉山町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
別紙「条例の概要」のとおり | | |
| | 14 | 葉山町行政手続条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり | | |
| | 15 | 葉山町手数料条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり | | |
| | 16 | 葉山町火災予防条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり | | |
| | 17 | 葉山町汚水処理場の設置及び管理に関する条例及び葉山町汚水処理施設管理基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
別紙「条例の概要」のとおり | | |
| | 18 | 工事請負契約の締結について
地方自治法第96条第1項に基づき、同項第5号に該当する契約の締結をするもの（町道牛ヶ谷・戸根山線舗装復旧工事） | | |
| | 19 | 指定管理者の指定について
地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者を指定するもの（集会所） | | |
| | 20 | 指定管理者の指定について
地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者を指定するもの（葉山町朝市、農産物加工施設） | | |
| | 21 | 指定管理者の指定について
地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者を指定するもの（真名瀬漁港甲種漁港施設） | | |

条例の概要

題名

葉山町犯罪被害者等支援条例

1 趣旨

犯罪被害者等の支援を行う目的や基本理念、町等のそれぞれの責務、施策等を明確にし、犯罪被害者等を社会全体で支える地域社会づくりを推進するため、必要な事項を定めることとした。

2 内容

犯罪被害者等への支援に関し、次の事項を定めることとした。

- (1) 犯罪被害者等への支援に係る基本理念
- (2) 町、町民等及び事業者の責務
- (3) 犯罪被害者等を支援する施策
- (4) その他必要な事項

3 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

条例の概要

題名

葉山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

1 趣旨

児童福祉法が改正され、乳児等通園支援事業が始まることを受け、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めることとした。

2 内容

生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象に、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度である「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が始まることを受け、当該事業を行う乳児等通園支援事業所の設備及び運営に関する基準を定めることとした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条例の概要

題名

葉山町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

1 趣旨

子ども・子育て支援法が改正され、乳児等通園支援事業に対応した給付制度として「乳児等のための支援給付」が創設されたことを受け、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めることとした。

2 内容

生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象に、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度である「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」に対応した給付制度として「乳児等のための支援給付」が創設されたことを受け、認可された乳児等通園支援事業所が本給付制度の対象施設であることを確認する際の基準を定めることとした。

3 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

条例の概要

題名

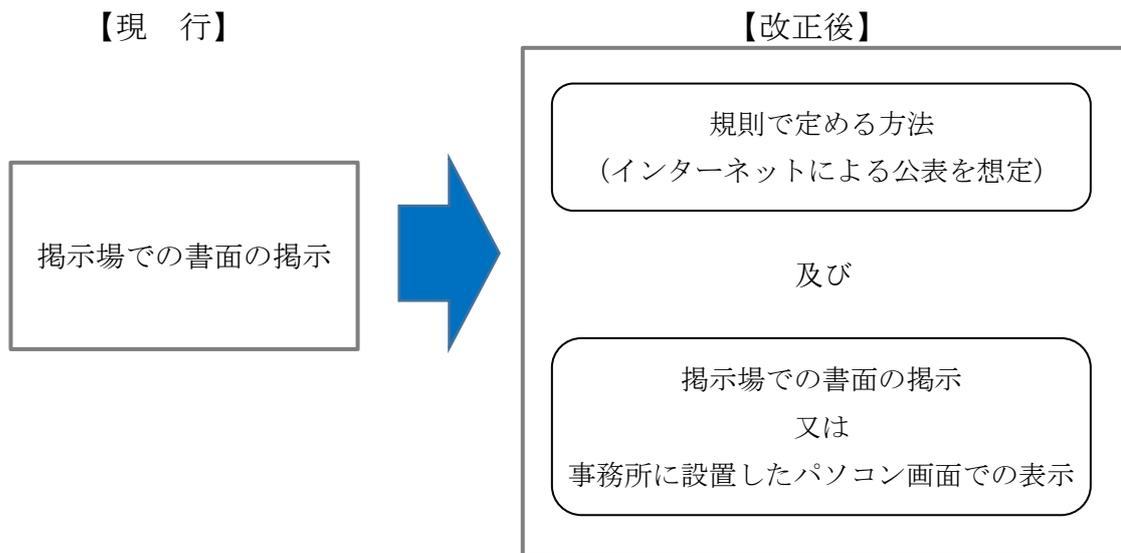
葉山町行政手続条例の一部を改正する条例

1 趣旨

行政手続法が改正されることに伴い、同法の趣旨にのっとり、所要の改正を行うこととした。

2 内容

行政手続法が改正され、名宛人の所在が判明しない場合における聴聞及び弁明の機会の付与の通知の方式について、デジタル技術を活用することが可能になることから所要の改正を行うこととした。



3 施行期日等

- (1) この条例は、令和8年5月21日から施行することとした。
- (2) この条例による改正後の葉山町行政手続条例の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例によることとした。

条例の概要

題名

葉山町手数料条例の一部を改正する条例

1 趣旨

多機能端末機により各種証明書を交付した場合の手数料の引下げを行うとともに、諸証明等の配達の取りやめに伴い所要の改正を行うもの。

2 内容

(1) 多機能端末機による証明書交付の利用促進を図るため、多機能端末機により次に掲げる証明書の交付を受ける場合の手数料を、令和8年3月1日から令和9年5月31日までの間に限り、1通300円から1通100円に引き下げることとした。

ア 税に関する証明（町県民税課税（非課税）証明書及び所得証明書）

イ 印鑑登録証明書

ウ 住民票の写し

エ 住民票の記載事項に関する諸証明（住民票記載事項証明書）

(2) 諸証明等の配達を取りやめるに当たり、別表を改正することとした。

3 施行期日

この条例は、令和8年3月1日から施行することとした。ただし、諸証明等の配達に係る手数料の改正規定は、令和8年4月1日から施行することとした。

条例の概要

題 名

葉山町火災予防条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の改正により、サウナ設備に係る基準が見直されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

(1) 簡易サウナ設備関係

簡易サウナ設備は、従来のサウナ設備と特性が異なることから別の種類のものとして位置づけることとし、火を使用する設備等に「簡易サウナ設備」を追加し、その位置、構造及び管理の基準を定めることとした。

(2) 一般サウナ設備関係

簡易サウナ設備以外のサウナ設備の名称を一般サウナ設備に改めることとした。

(3) 火を使用する設備等の設置の届出

簡易サウナ設備について、個人が設けるものを除き、一般サウナ設備と同様に設置の際に届出を要することとした。

3 施行期日

この条例は、令和 8 年 3 月 31 日から施行することとした。

条例の概要

題 名

葉山町污水处理場の設置及び管理に関する条例及び葉山町污水处理施設管理基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

1 趣 旨

町が設置及び管理する污水处理場を廃止することに伴い、条例を廃止することとした。

2 内 容

(1) 葉山町污水处理場の設置及び管理に関する条例

(2) 葉山町污水处理施設管理基金の設置、管理及び処分に関する条例

特定区域内は、令和 8 年 4 月から公共下水道に接続するため、町が設置する污水处理場の維持管理が不要となることから廃止するもの。

名称	位置	特定区域
第 1 污水处理場	葉山町堀内 1,950 番地の 122	堀内 1,950 番地、2,076 番地、2,082 番地、2,100 番地、2,102 番地及び 2,103 番地
第 3 污水处理場	葉山町一色 530 番地の 64	一色 59 番地、63 番地、67 番地、70 番地、71 番地、92 番地、100 番地、116 番地、145 番地、148 番地、157 番地、168 番地、176 番地、489 番地、526 番地、530 番地、546 番地、555 番地、559 番地及び 577 番地
第 4 污水处理場	葉山町一色 1,262 番地の 42	一色 1,262 番地、1,293 番地、1,298 番地及び 92 番地並びに堀内 2,184 番地及び 2,187 番地

3 施行期日等

(1) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとした。

(2) この条例の施行の日前までの污水处理場の使用に係る使用料は、この条例による廃止前の葉山町污水处理場の設置及び管理に関する条例（以下「旧条例」という。）第 4 条及び第 6 条の規定により算定することとした。

(3) 旧条例により算定された使用料の徴収については、なお従前の例によることとした。